

傷害特約条項

改 定 後	改 定 前
(途中省略)	(途中省略)
<p>第7条 (特約の保険料の払込み)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、次の方法により払い込んでください。この場合、保険料の払込みおよび保険料の前納に関する主約款の規定を準用します。</p> <p>1. 保険料払込方法 (回数) は、<u>新年掛または月掛</u>とします。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>③~⑤ (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p>	<p>第7条 (特約の保険料の払込み)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、次の方法により払い込んでください。この場合、保険料の払込みおよび保険料の前納に関する主約款の規定を準用します。</p> <p>1. 保険料払込方法 (回数) は、<u>新年掛</u>とします。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>③~⑤ (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p>
<p><u>第33条 (5年ごと利差配当付通増終身保険 (低解約返戻金型) に付加した場合の特則)</u></p> <p><u>この特約を5年ごと利差配当付通増終身保険 (低解約返戻金型) に付加した場合には、第7条を次のとおりに読み替えます。</u></p>	
<p><u>第7条 (特約の保険料の払込み)</u></p> <p>① <u>この特約を主契約に付加した後のこの特約の保険料は、特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。</u></p> <p>② <u>この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、保険料の払込みおよび保険料払込方法 (経路) に関する主約款の規定を準用して払い込んでください。なお、この特約の保険料を前納する場合は、次に定めるところによります。</u></p>	<p>(新 設)</p>

傷害特約条項

改 定 後			改 定 前						
<p>1. 保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、次によりこの特約の保険料を前納することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保険料 払込方法 (回数)</th> <th style="text-align: center;">対象となる 保険料</th> <th style="text-align: center;">割引きの扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新年掛</td> <td style="text-align: center;">将来のこの特約 の保険料 2カ年分以上</td> <td style="text-align: center;">1年以内に到来する契約応 当日①のこの特約の保険料 を除いて、当会社の定める率 の割引きをします。</td> </tr> </tbody> </table>			保険料 払込方法 (回数)	対象となる 保険料	割引きの扱い	新年掛	将来のこの特約 の保険料 2カ年分以上	1年以内に到来する契約応 当日①のこの特約の保険料 を除いて、当会社の定める率 の割引きをします。	<p>(新 設)</p>
保険料 払込方法 (回数)	対象となる 保険料	割引きの扱い							
新年掛	将来のこの特約 の保険料 2カ年分以上	1年以内に到来する契約応 当日①のこの特約の保険料 を除いて、当会社の定める率 の割引きをします。							
<p>2. 第1号の規定によって割引かれた、保険料前納金のうち、1年以内に到来する契約応当日①のこの特約の保険料を除いた部分は、当会社の定める率の利息を付けて当会社に積み立てておき、その払込期月の契約応当日ごとにこの特約の保険料の払込みに充当します。</p> <p>3. この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込みを要しなくなった場合、保険料前納金の残金があるときには、これを保険契約者②に払い戻します。</p> <p>③ 第②項の場合、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間の満了する日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。</p> <p>④ 主約款の保険料の自動振替貸付の規定の適用にあたっては、ともに払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料に含めて取り扱います。</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3"> <p>第7条（読み替え後）備考</p> <p>① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。</p> <p>② 保険金を支払う場合にはその保険金の受取人とします。</p> </td> </tr> </table>			<p>第7条（読み替え後）備考</p> <p>① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。</p> <p>② 保険金を支払う場合にはその保険金の受取人とします。</p>						
<p>第7条（読み替え後）備考</p> <p>① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。</p> <p>② 保険金を支払う場合にはその保険金の受取人とします。</p>									
以 上			以 上						

※ 改定前の特約条項は2017年12月1日時点のものです。